

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～7 [略]</p>	<p>附 則 1～7 [略] <u>(給料月額に係る特例)</u> 8 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における医師又は歯科医師である企業職員の給料月額については、第2条第1項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定は、適用しない。</u> 9 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における第2条第2項に規定する職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の9.4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、一般職の職員の給与に関する条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、同条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び退職手当条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同項の規定に基づき定められる額とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。